

鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本助成金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定（鳥取県が認定したものに限る。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の保護者が宿泊して付き添いを行う際に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減するとともに、療養生活の安定と福祉の増進に資することを目的とする。

（助成金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 本助成金の額は、別表の第2欄に掲げる費用（以下「助成対象費用」という。）の額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額に、食事代その他付き添いに必要な費用として付き添いのために病院に宿泊した日数に1,000円を乗じた額を加えた額とする。ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び実績報告）

第4条 本助成金の交付申請及び実績報告は、原則として助成の対象となる入院が退院等により終了した年度内に行わなければならない。ただし、2月1日から3月31日までの間に終了した場合は、翌年度の5月31日までに交付申請及び実績報告を行うことができるものとする。

2 入院の期間が30日を超えて継続する場合は、入院中である各月の末日を入院が退院等により終了した日と、翌月の初日を入院が開始した日とみなして、月毎に前項の手続を行うことができる。

3 規則第5条の申請書及び規則第17条第1項の実績報告書は様式第1号によるものとし、規則第5条第1号及び第2号並びに規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、省略するものとする。

4 前項に規定する申請書及び実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）付き添いのために病院に宿泊する際の寝具レンタル代に係る領収書

（2）入院した者の小児慢性特定疾病医療費医療受給者証及び自己負担上限額管理票の写し

（交付決定及び額の確定）

第5条 本助成金の交付決定及び額の確定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本助成金の交付決定及び額の確定は様式第2号によるものとする。

（提出書類の部数等）

第6条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類（以下「申請書等」という。）は、正本一部とし、住所地を所管する総合事務所に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 総合事務所長は、虚偽の申請又はその他不正行為により本助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第8条 総合事務所長は助成の状況を明確にするため、申請者の氏名、住所、助成額等を記載した台帳を備え付けるものとする。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に保護者が病院に宿泊して付き添いを行った際に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に保護者が病院に宿泊して付き添いを行った際に適用する。

別表（第3条関係）

1 助成金対象者	2 助成対象費用	3 補助率
総合事務所長の承認を受けている小児慢性特定疾病児童等の保護者であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者 （1）小児慢性特定疾病の治療等のために長期入院（6日以上入院する場合をいう。）する受診者に対して、保護者が5泊以上病院に付き添いを行うこと。 （2）入院する者が、小学生以下又は付き添いの必要性が高い者であること。	付き添いのために病院に宿泊する際の寝具レンタル代 （病院内の宿泊室等や病院外の宿泊施設の利用代は対象外）	1 / 2